

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果 <1/3>

(データ集約：7/16)

採取場所	福島第一 物揚場前海水				福島第一 1～4号機 取水口内北側海水		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)						
	試料採取日 時刻	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)							
	平成23年7月15日 6時56分			平成23年7月15日 16時00分			平成23年7月15日 7時04分			平成23年7月15日 7時09分			平成23年7月15日 7時15分				
検出核種 (半減期)																	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-	22	0.55	ND	-	ND	-	ND	-	40				
Cs-134 (約2年)	92	1.5	40	0.67	380	6.3	380	6.3	420	7.0	60						
Cs-137 (約30年)	100	1.1	31	0.34	440	4.9	430	4.8	440	4.9	90						

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 検出限界値は次のとおり。I-131が約19Bq/L。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果 <2/3>

(データ集約: 7/16)

採取場所	福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日 時刻	平成23年7月15日 7時19分		平成23年7月15日 7時23分		平成23年7月15日 7時29分		平成23年7月15日 7時33分		平成23年7月15日 7時29分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	31	0.78	ND	-	ND	-	ND	-	40
Cs-134 (約2年)	350	5.8	460	7.7	800	13	1,800	30	500	8.3	60
Cs-137 (約30年)	410	4.6	560	6.2	910	10	2,000	22	520	5.8	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 検出限界値は次のとおり。I-131が約32Bq/L。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

福島第一 物揚場前、1～4号機スクリーン、1～4号機取水口内 海水核種分析結果 < 3/3 >

(データ集約：7/16)

採取場所	福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 1～4号機 取水口内南側海水		福島第一 港湾口						炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日 時刻	平成23年7月15日 7時33分		平成23年7月15日 7時40分		平成23年7月15日 13時30分						
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	33	0.83	30	0.75	ND	-	/	/	/	/	40
Cs-134 (約2年)	540	9.0	500	8.3	ND	-	/	/	/	/	60
Cs-137 (約30年)	630	7.0	530	5.9	ND	-	/	/	/	/	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。
 代表3核種の検出限界値は次のとおり。I-131が約12Bq/L、Cs-134が約32Bq/L、Cs-137が約36Bq/L
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。